

令和 6 年度ケアプラン点検について

米沢市高齢福祉課

1. 居宅サービス計画書(1) について

・利用者及び家族の生活に対する意向の記載は見受けられましたが、それを踏まえた課題分析の結果の記載が見受けられないケースがありました。

利用者・家族の生活に対する意向を把握し、利用者(家族)なりに自分の課題をどれだけ自覚・認識しているのかを確認したうえで、持っている力や可能性を考慮し、実現可能性の高い理想像・未来像を記載するようにしてください。

・支援経過を見ると、本人の身体状態が変わり、福祉用具貸与で利用していた歩行器を返還しているようですが、計画書は変更されていないケースがありました。

利用者の身体状況の変化により変更がある場合は、外のサービス内容にも影響が及ぶことが考えられます。再アセスメントの必要性があるかどうかは、サービス事業所等の意見も踏まえた上で検討するようにしてください。厚生労働者が定める「軽微な変更」の項目に該当するものでなければ、再アセスメントやケアプランの再作成、サービス担当者会議の開催等の一連の流れを経てケアプランを変更する必要がある出てくると思います。(厚生労働者「介護保険最新情報 Vol.155」参照)

2. 居宅サービス計画書(2) について

○生活全般の解決すべき課題

・専門用語を用いて表現されているケースがありました。

利用者及び家族が理解しやすいように、わかりやすい言葉で表現するようにしてください。

○援助目標

・長期目標と短期目標が同じケースがありました。

・一律に短期目標の終期が設定されていないプランがありました。

短期目標は解決すべき課題及び長期目標に段階的に対応し解決に結びつけるものであるとされていることから、目標の達成期間を設け、モニタリングの目安とすることが重要です。利用者自身の目標として認識するとともに利用者とケア側の共通の認識とすることができるよう、終了期間が特定できない場合以外は、適正な期間を設定してください。

・専門用語を用いて表現されているケースがありました。

・抽象的な表現を用いた目標となっているケースがありました。

・長期目標や短期目標において、事業者目線の言葉で記載されたケースがありました。

利用者ひとりひとり目標の捉え方には違いがありますので、抽象的な言葉ではなく、利用者にとってどのような状態を指すのか具体的な言葉で表現するようにしてください。

短期目標はモニタリング時に達成度がわかるよう具体的に記載することとされています。

○援助内容

- ・内容に、「本人」に関する記載がないケースが多く見受けられました。

目標実現・課題解決のために、「ささやかな達成感」や「小さな成功体験」を得てもらうことは生活への意欲を引き出す効果を期待できます。利用者本人がしていること・できることを少しでも見つけ、わかりやすい表現でセルフケアとして積極的に記載するようにしてください。

居宅サービス計画書は、本人のニーズに基づく目標を達成するためのものであり、あくまでも主体は本人にあることから、本人を最上位に位置づけ、自立支援の促進を図るためにもセルフケアを積極的に位置付けることが重要です。

- ・「サービス内容」で、福祉用具の名称のみが記載されているケースがありました。

なぜ福祉用具が必要か、不明瞭であると感じます。「～を使い～する。」等、福祉用具を必要とする理由を皆が把握できるように記載してください。

3. サービス担当者会議の要件について

「残された課題」の欄については、会議で結論が出なかった検討内容や、会議で新たに出てきた検討事項があれば記載してください。

会議で残された課題については、「誰が」「いつまでに」「何をするのか」を記載しておきます。社会資源の不足によってサービス利用ができなかったケースは、その経緯について書き留めておきます。次回の会議開催時期についても記載してください。

4. 居宅介護支援経過について

- ・居宅サービス計画書を本人（家族）に交付したことや、モニタリングをいつ・どこで・誰と実施したか記録されていないものがありました。

支援経過は、介護支援専門員等がケアマネジメントを推進する上での判断の根拠や介護報酬請求に係る内容等を記録するものです。そのため、漫然と記載するのではなく、介護支援専門員が日頃の活動を通じて把握したことや判断したこと、持ち越された課題などを、記録の日付や情報収集の手段とその内容について、時系列で誰もが理解できるように記載してください。

5. サービス利用票

- ・作成日が記載されていないものがありました。
- ・現在は、サービス利用票の確認欄が廃止されておりますが、利用者確認は必要となり

ますので、居宅介護支援事業者が保存するサービス利用票(控)に利用者の確認を受けてください。(介護保険最新情報 Vol.958)

6. 介護サービス計画書の様式

- ・旧様式を利用されているケースがありました。

「居宅サービス計画書標準様式及び記載要領」(厚労省通知 令和7年3月4日老認0704第1号「介護サービス計画書の様式及び課題分析標準項目の提示について」の一部改正について(介護保険最新情報 Vol.1286)を御確認ください。